

第 1 章 計画の基本的事項 (P1)

1. 目的

海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すとともに、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域を定め、優先的に海岸漂着物の処理を実施することにより、本県における海岸の良好な景観、多様な生物の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等の総合的な海岸環境の保全を図る。

2. 計画の位置づけ

海岸漂着物処理推進法第 1 4 条の規定に基づく地域計画

3. 千葉県海岸漂着物対策推進協議会

国、県、市町村、海岸管理者等、民間団体等で構成する協議会を設置し、関係者間の円滑な意思疎通と連絡調整を図る。

4. 計画の見直し

本県における海岸漂着物等を取り巻く状況の変化が生じた場合は、必要に応じ、千葉県海岸漂着物対策推進協議会の協議に付した上で見直しを行う。

第 2 章 海岸漂着物対策に係る世界・国の動向 (P2～3)

1. 世界の動向

(1) 平成 27 年 9 月 SDGs (持続可能な開発目標) の採択
○海岸漂着物対策に関連する目標及びターゲット

目標	内容
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	持続可能な生産消費形態を確保する
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(2) 令和元年 6 月 G20 (大阪サミット)

共通のグローバルビジョンとして、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることが目標に掲げられた。

2. 国の動向

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 平成 30 年 6 月 | 海岸漂着物処理推進法の改正 |
| (2) 令和元年 5 月 | 基本方針の改正、プラスチック資源循環戦略の策定、海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定 |
| (3) 令和 2 年 7 月 | プラスチック製買い物袋 (レジ袋) 有料化 |

千葉県海岸漂着物対策地域計画の概要

第 3 章 千葉県における海岸等の現況 (P4～8)

1. 海岸の現況

本県は、三方を海に囲まれており、東は銚子の犬吠埼から屏風ヶ浦周辺や日本有数の砂浜で知られる九十九里浜がある。

南は岩礁や砂浜が入り組み、変化に富んだ景観の海岸がある。
西の東京湾沿岸には、遠浅で多様な生物が生息する貴重な干潟などが残されている。

太平洋に面した砂浜では、アカウミガメの産卵やハマヒルガオ等の海浜植物群生が確認されるなど、貴重な動植物の生息場となっている。

2. 海岸周辺における産業

本県の海岸及び沿岸海域は、重要な観光資源及び漁場となっている。
【R1 夏季海水浴場利用者数約 96 万人, H29 海面漁業漁獲量約 12 万トン】

3. 河川の現況

一級河川が利根川水系の 1 水系 (8 9 河川)、二級河川は 6 0 水系 (1 3 7 河川) 存在する。

利根川・江戸川は、上流が県外となっていることから、海岸漂着物等には、県外からのごみも含まれる。

第 4 章 千葉県の海岸漂着物等の現状と課題 (P9～11)

1. 海岸漂着物等の特性等

山、川、海へとつながる水の流れによる流下物が主であり、流竹木、海藻等の自然物や、ペットボトル、食品の容器包装等の生活系ごみや、漁網、ブイ、廃ビニール等の事業系ごみ等、多種多様なものがある。
○海岸漂着物等の性質

海岸漂着物	漂流ごみ等
岩礁海岸、防波堤、消波ブロックの付近などアクセスしにくい場所にも漂着するため、回収が困難である	漂流している又は海底に存するごみであり、その分布範囲も広範であるため、回収が困難である
砂や水分、塩分が付着しており、処理施設の能力上、処分が困難な場合がある	
大木等の大型のごみは人の手での回収・運搬が困難である	
プラスチックごみは、紫外線等により劣化し、マイクロプラスチックとなり、回収は極めて困難である	

○海岸漂着物等による影響

海岸漂着物	漂流ごみ等
景観悪化による環境資源の価値の低下 ⇒地域経済の打撃となるうえ、ごみの回収には大変なコストがかかる	生態系への影響 ⇒プラスチックごみによる負傷や誤食など、水生生物への危害が生じる。また、マイクロプラスチックは、食物連鎖によって生態系全体へ悪影響を及ぼすおそれがある
安全な海岸の喪失 ⇒流竹木や医療廃棄物等の危険物が存在するため、海水浴等を楽しむ上で危険が生じる	漁業被害 ⇒漁船・漁具の損傷、航行への支障、漁獲物への混入などが生じる

2. 海岸漂着物対策に関する現状と課題

○海岸、港湾及び漁港は、各管理者が維持・管理のため、海岸漂着物等の回収・処理を行っている。また、市町村のほか、地域住民や民間団体等のボランティア活動による回収・処理が行われている。

○近年の自然災害の頻発化及び激甚化により、多くの海岸漂着物等が確認され、迅速な対応が求められている。また、他都県で発生したごみが千葉県の海岸等に漂着する事例もあり、各都県間での連携が必要である。

○東京湾は、他海域にごみ流れ出しにくく、ごみが溜まりやすいため、県の支援のもと、漁業者が回収・処理を行っている。

○海岸漂着物等には、生活系ごみや事業系ごみ、不法投棄も見受けられるため、海岸漂着物問題の解決には、海岸を有する地域のみならず、すべての地域における共通の課題であるとの認識に立ち、県民や民間団体等による自主的かつ積極的な取組が促進されることが重要である。

第 5 章 海岸漂着物対策の基本的方向性 (P12～20)

1. 海岸漂着物等の円滑な処理

(1) 各関係団体との連携

県・海岸管理者等・市町村・漁業者等と連携し、海岸漂着物等の円滑な処理に努める。

(2) 漂流ごみ等の円滑な処理

県・海岸管理者等及び市町村等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める。

(3) 海岸漂着物等の適正処理等

自然災害に起因して発生した海岸漂着物等の処理について、国と連携し、緊急的な処理が円滑かつ機動的に実施できるよう努める。

2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

(1) 3 R の推進による循環型社会の形成

各種リサイクル法の適切な実施をはじめ、3 R の推進を図る。

(2) 海洋プラスチックごみ対策

県、海岸管理者等及び市町村は、県民に海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促し、違法行為である不法投棄・ポイ捨て撲滅を図るよう努める。

事業者は、事業活動においてプラスチック原料等が廃棄物となることを抑制すること、循環的な利用が行われていない循環資源について自らの責任において適正に処理するよう努める。

（３） マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出を抑制し、洗いのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減に努める。

（４） 発生 の 状況 及び 原因 に関する 実態 把握

外房及び内房各１か所において、年１回海岸漂着物の性状、経年的な量の推移、発生 の 状況 や 原因 等を把握する調査を行う。

（５） ごみ等 の 適正 な 処理 や 投棄 の 防止

県民は、日常生活に伴うごみ等を、なるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集に努める。

県・海岸管理者等及び市町村は、不法投棄・ポイ捨てに関する規制措置の適切かつ着実な実施に努める。

（６） ごみ等 の 水域 等 への 流出 又は 飛散 の 防止

県民及び事業者等は、その所持する物や管理する森林・里山・農地等の適正な維持・管理に努めるものとする。

県、海岸管理者等及び市町村は、清掃活動の実施等に取り組むほか、事業者等に対し、土地の適正な管理等に関し必要な助言及び指導を行うよう努める。

また、漁具等の海域で使用される資材については、非意図的な流出が可能な限り発生しないよう、事業者は資材の点検等、流出防止に努める。

３． 多様な主体 の 適切な 役割 分担 と 連携 の 確保

国、県、海岸管理者等、市町村、県民、民間団体等、事業者、研究者等の多様な主体が、適切な役割分担の下で、それぞれの立場から自主的かつ積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ連携を図る。

４． その他の 海岸 漂着物 対策

（１） 環境 学習 及び 消費 者 教育 並び に 普及 啓 発

県及び市町村は、県民一人ひとりが、海岸漂着物問題や海洋プラスチックごみ問題について、理解を深めるため、海岸の環境保全等に関する環境学習や消費者教育の推進に必要な施策を講ずるよう努める。

（２） 環境 学習 等 及び 普及 啓 発 における 民間 団体 等 の 知見 等 の 活用

県、海岸管理者等及び市町村は、民間団体等と連携を図り、その有する豊富な知見やネットワークの活用に努める。



第 6 章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）（P21～39）

１． 重点区域 選定 の 考え方

海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）を選定し、優先的に海岸漂着物の処理を実施することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る。

２． 重点区域 の 選定 基準

沿岸市町村からの意見聴取や海岸漂着物の詳細調査・現地調査等の結果を踏まえ、海岸漂着物の状況のほか、海岸の景観、生態系等の自然的条件や、海岸の利用状況、経済活動等の社会的条件を総合的に勘案して判断する。

具体的には次の（１）及び（２）のいずれにも該当する海岸の区域とする。

（１） 海岸 漂着物 の 状況

評価指標	評価基準
海岸漂着物の状況	多量の海岸漂着物が定常的に集積し、通常の海岸清掃活動物だけでは回収・処分が困難な海岸

（２） 海岸 の 自然的 ・ 社会的 条件

次のいずれかの評価指標において、評価基準に該当する海岸。

評価指標	評価基準
自然的条件	保全すべき貴重な地形や良好な景観を有し、または保全すべき希少な動植物が生息する海岸
社会的条件	海水浴場、潮干狩り、保養地等の観光資源、漁業等の経済活動や、環境学習等の場として利用される海岸

３． 重点区域 として 選定 する 海岸

重点区域
（１）銚子市 銚子漁港海岸、君ヶ浜海岸、西明浦海岸
（２）館山市 船形海岸、船形漁港、館山海岸、沖ノ島、見物漁港、波左間漁港、坂田海岸、平砂浦海岸、相浜海岸
（３）木更津市 木更津海岸（畔戸地区）
（４）旭市 旭海岸、飯岡海岸
（５）鴨川市 実入海岸、東条・広場東海岸、前原横渚海岸、鴨川漁港、江見海岸 等
（６）富津市 富津海岸、富津漁港
（７－１）南房総市（外房） 花園海岸、乙浜漁港、名倉漁港、川下漁港、白浜西部漁港、白浜海岸（滝口地区・根本地区）、和田海岸（和田浦地区）、千倉海岸（瀬戸地区）
（７－２）南房総市（内房） 高崎漁港、富浦漁港、富山海岸（岩井地区）、富浦海岸（坂本地区・新宿地区）
（８）山武市 殿下海岸、中下海岸、南浜海岸、小松海岸、白幡・井之内海岸、本須賀海岸

重点区域
（９）いすみ市 日在浦海岸、和泉浦海岸、太東海岸の一部
（１０）大網白里市 白里海岸
（１１）九十九里町 作田海岸、片貝漁港、片貝海岸、不動堂海岸
（１２）横芝光町 尾垂海岸、木戸浜海岸、栗山川漁港、屋形海岸
（１３）一宮町 一宮海岸、東浪見海岸、釣ヶ崎海岸
（１４）長生村 一松海岸
（１５）白子町 白子海岸
（１６）御宿町 御宿海岸
（１７）鋸南町 保田海岸、保田漁港、勝山漁港



重点区域位置図